

# 大 和 町

## 介護予防・日常生活支援総合事業説明会

日 時：平成 29 年 2 月 14 日（火）

午後 2 時 00 分から

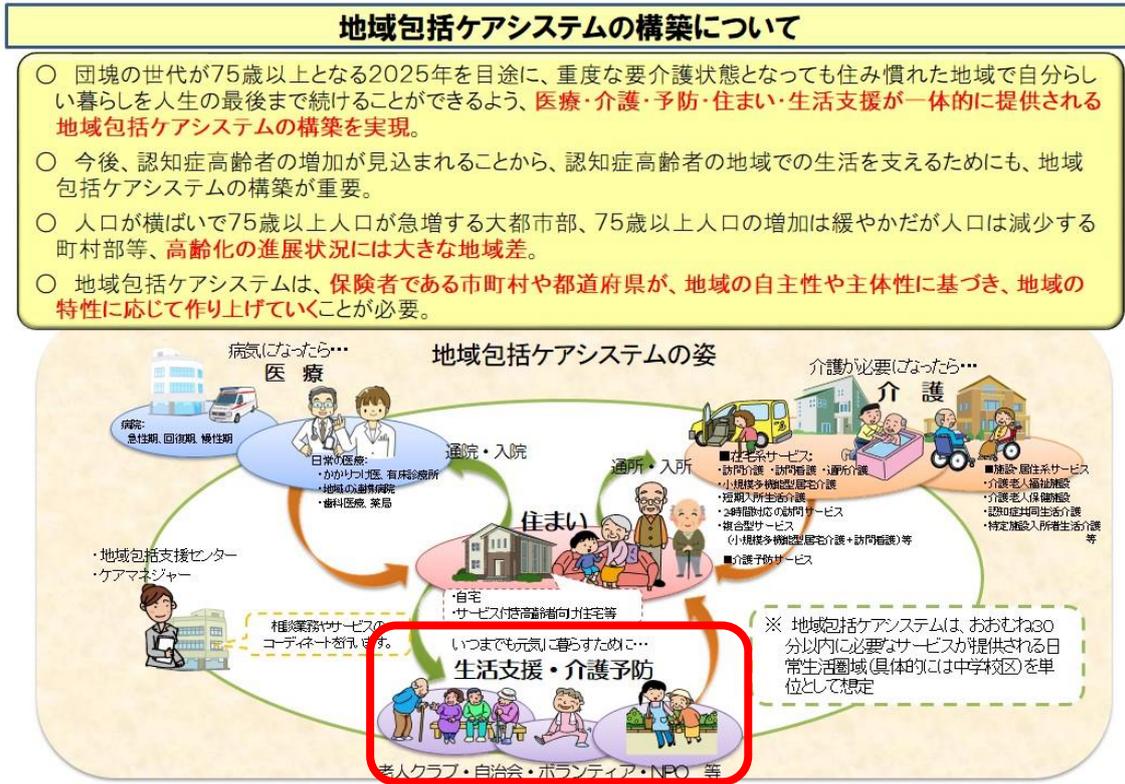
会 場：大和町まほろばホール大会議室

- 1) 総合事業の概念・概要
- 2) 利用対象者と利用手続き
- 3) サービスの内容
- 4) 介護予防ケアマネジメント
- 5) 事業対象者へのサービス選択について
- 6) 事業所の指定や定款、運営規程等について
- 7) 大和町独自サービス、任意事業等について
- 8) 大衡村独自サービス、任意事業等について

# 1 総合事業の概念・概要

## (1) 地域包括ケアシステムについて

平成 26 年の制度改正により、平成 27 年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始されていますが、その考え方は下の図に示された地域包括ケアシステムの姿が根本となっています。



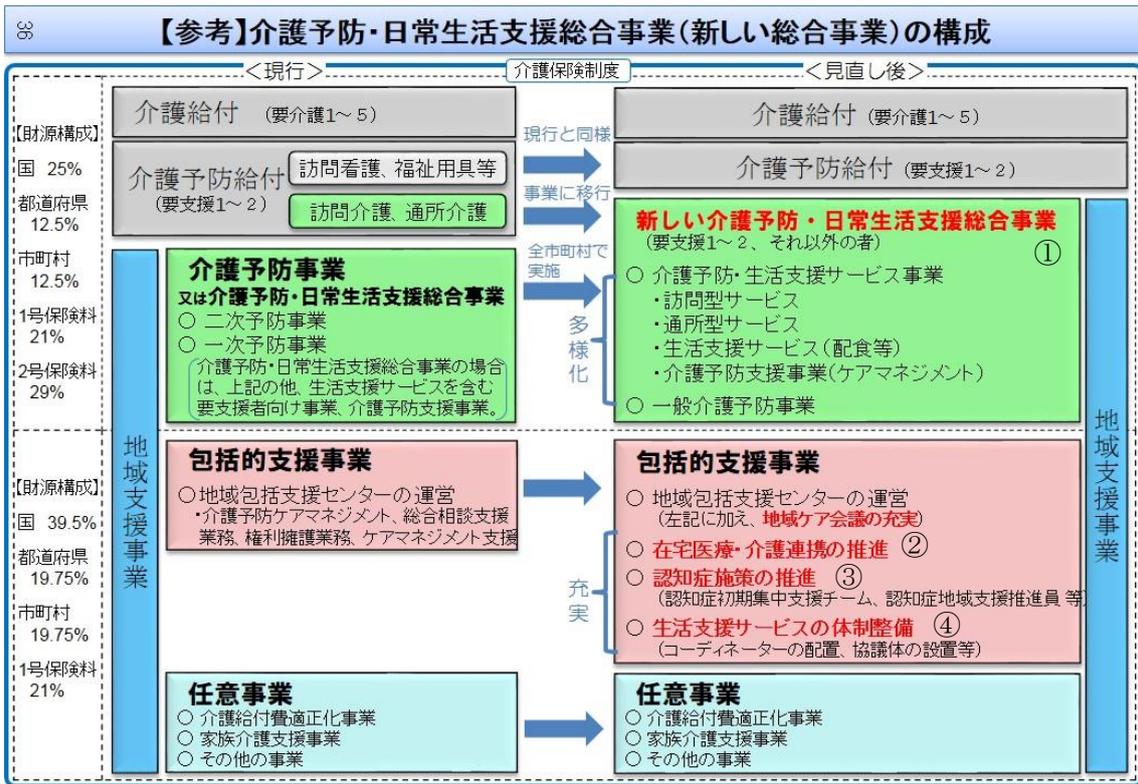
高齢者本人を中心として、医療、介護、生活支援が包括的に提供されるものです。医療は医療機関、介護は介護保険施設、事業所が充実しており、制度もきちんと整っているものですが、生活支援や介護予防については「自助」や「互助」で成り立つものも多く、制度で枠組みされたものではありません。

介護保険、介護予防の根本は、自立支援です。既存のサービスでは自立支援が難しいことも想定されます。事業所の提供するサービスは、ある程度まとまったニーズに対応できるように設計されており、支援の必要がない部分にまでサービスが及ぶこともあります。

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく元気に暮らすための「**介護予防ケアマネジメント（介護予防支援）**」が最も重要となります。

そして、その個別ケアを通しながら、地域のケア、地域の支え合いづくりへと繋げていくことが地域包括ケアシステムの一番の目的です。

## (2) 総合事業の概要

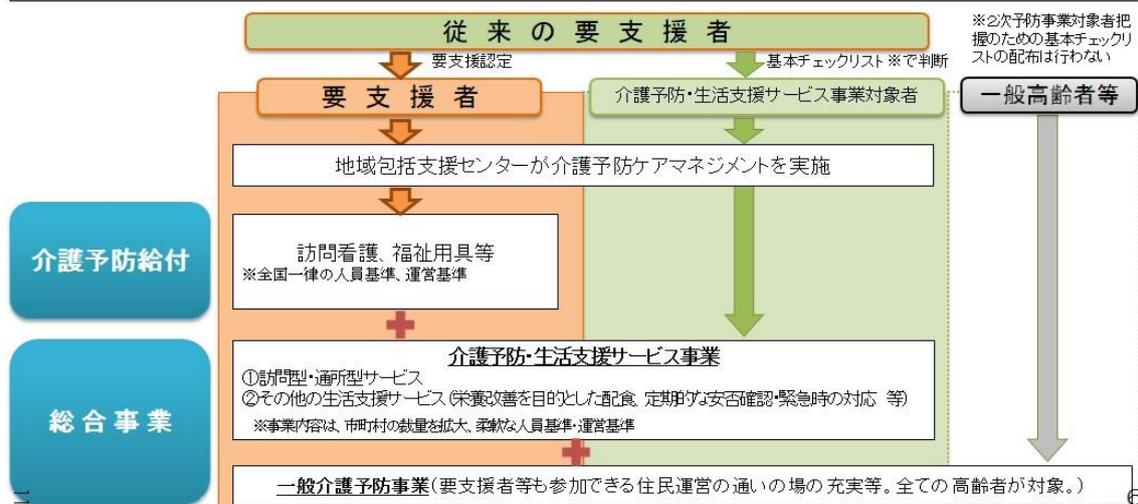


(厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインより抜粋)

第1 総合事業に関する総則的な事項

## 【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
  - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
  - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



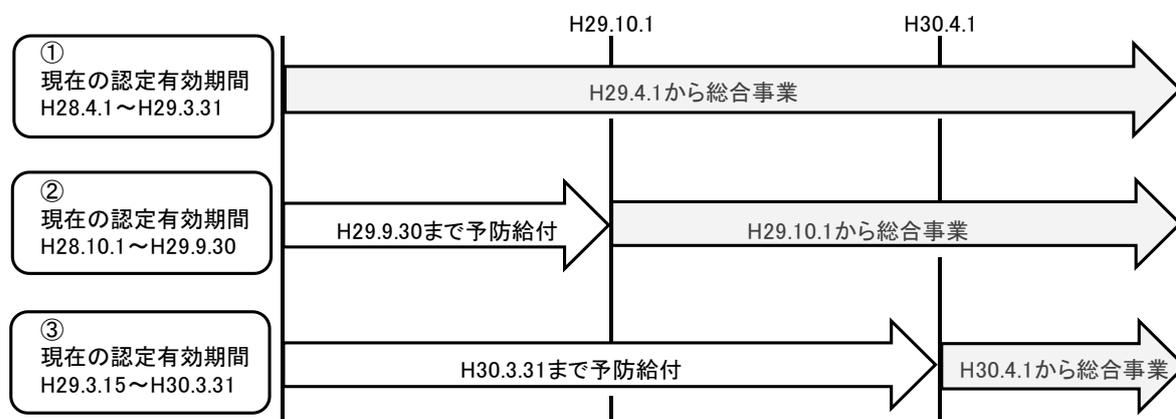
(厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインより抜粋)

## 2 利用対象者と利用手続き

### (1) 対象者

- ①平成 29 年 4 月以降に、新規・更新・区分変更により要支援認定を受けた方  
(認定有効期間の開始年月日が平成 29 年 4 月以降の要支援者)
- ②平成 29 年 4 月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方  
(チェックリスト該当者の有効期限はありません。ただし、一定の期間サービスの利用がない場合は、サービス利用開始時に、再度チェックリストを実施する必要があります。)

大和町では平成 29 年 4 月に総合事業に移行しますが、すでに要支援認定を受けている方については、認定期間終了時において、要支援認定を受けるまたは基本チェックリストの実施により事業対象者と判断されて届出を行うまでは、利用するサービスは全て従前の予防給付によるサービスとなります(順次移行)。つまり、大和町が総合事業に完全に移行するのは、要支援の認定有効期間終了が最も遅い、平成 30 年 3 月 31 日となります。



### 留意点

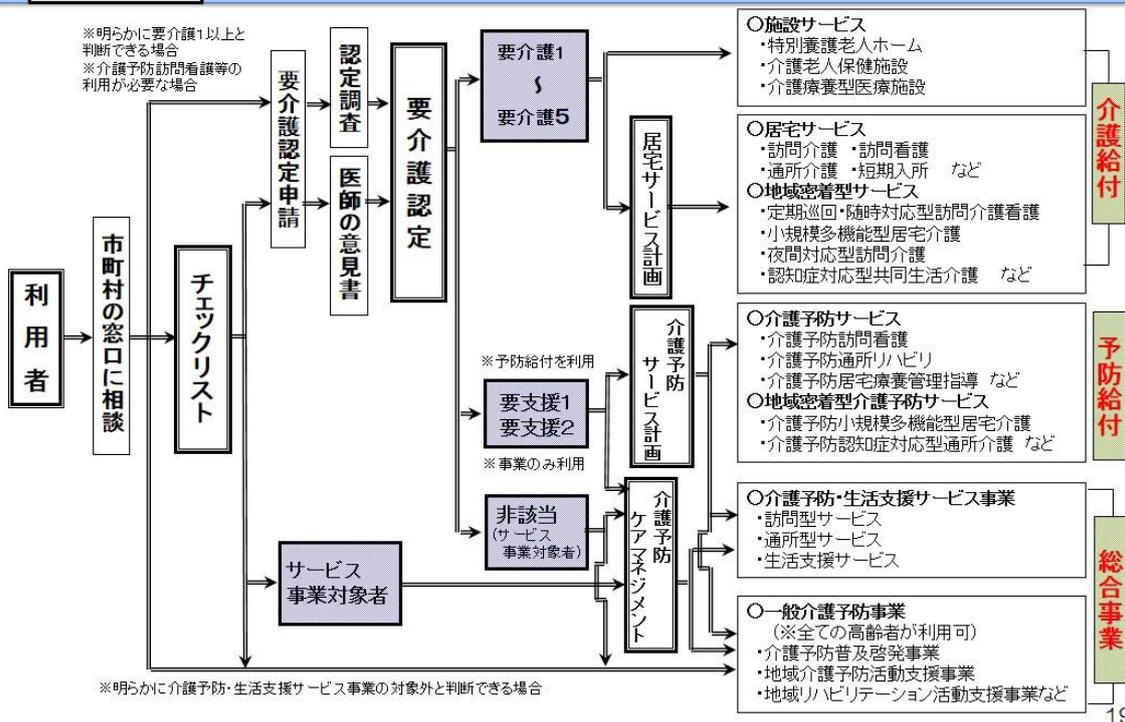
対象者の認定有効期間により順次移行になるため、平成 29 年度は予防給付と総合事業が混在します。

### (2) 利用手続き

総合事業への移行後に、総合事業のみ利用する(予防給付の利用がない)場合は、従来の「介護予防サービス計画」ではなく、新たな総合事業の「介護予防ケアマネジメント」を実施し総合事業としてのサービスを利用することとなります。

- ①「認定有効期間の開始年月日が H29.4.1 以降の要支援者」の場合
  - ・ 予防給付のみ必要な場合・・・「介護予防サービス計画」
  - ・ 予防給付と総合事業が必要な場合・・・「介護予防サービス計画」
  - ・ 総合事業のみ必要な場合・・・「介護予防ケアマネジメント」
- ②「H29.4 以降に基本チェックリストにより事業対象者」になった場合
  - ・ 総合事業が必要な場合・・・「介護予防ケアマネジメント」

【参考】介護サービスの利用の手続き

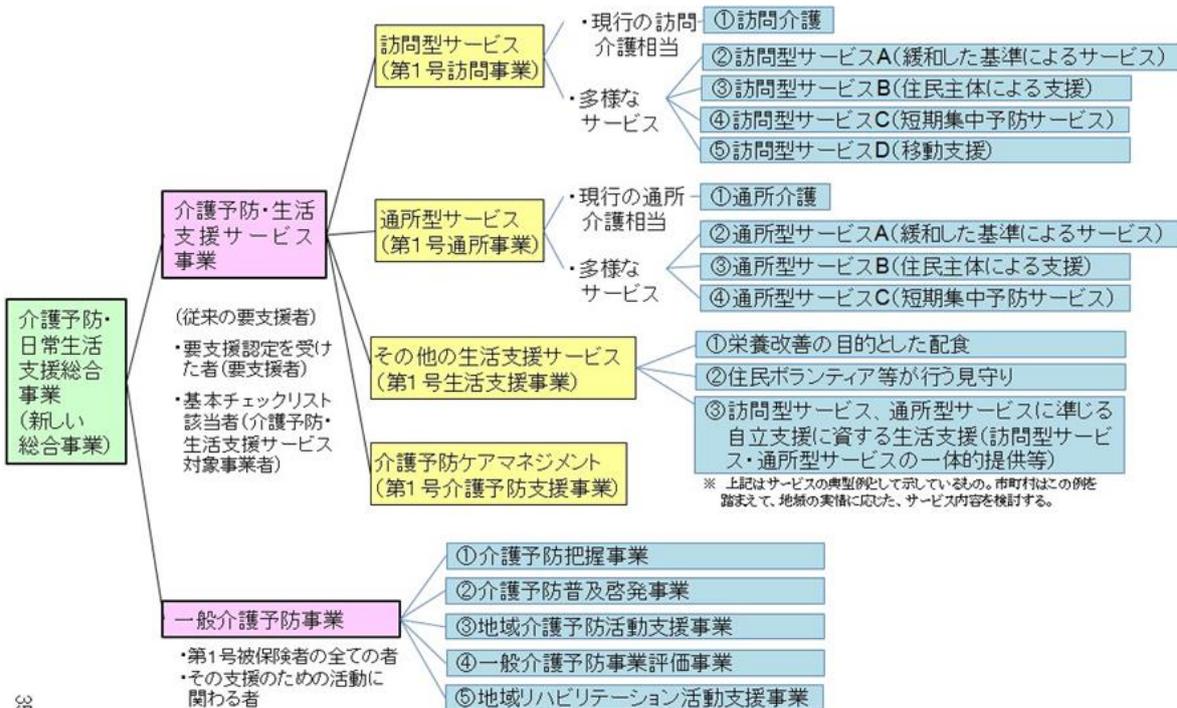


(厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインより抜粋)

3 サービスの内容

(1) 総合事業サービスの構成

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



(厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインより抜粋)

## (2) 現行相当サービスについて

現在利用している方については、以下のとおり現行相当の介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスを実施します。

区分	第1号訪問介護	第1号通所介護
項目	訪問介護相当サービス	通所介護相当サービス
サービス内容	現行の介護予防訪問介護と同等	現行の通所予防訪問介護と同等
実施方法	指定事業所	
ケアマネジメント	介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント	
事業所基準	現行と同様	
個別サービス計画	作成	
算定区分	①要支援1・2、事業対象者で週1回程度	①要支援1、事業対象者で週1回
	②要支援1・2、事業対象者で週2回程度	②要支援2、事業対象者で週2回
	③要支援2、事業対象者で週3回程度	
単位(月額包括)	① 1,168単位	① 1,647単位
	② 2,335単位	② 3,377単位
	③ 3,704単位	
	※単位数は現行同様 加算・減算も現行同様	
利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ(1割。一定以上所得者2割)	
事業者への支払い方法	国保連合会経由で審査・支払	
サービス提供者	訪問介護員	通所介護事業者の従業員
サービスコード	訪問型(みなし)A1 訪問型(独自)A2	通所型(みなし)A5 通所型(独自)A6

請求コードについては別添サービスコード表をご参照ください。

## (3) 多様なサービスについて

総合事業では市町村の実情に応じて、多様なサービスが提供できることとなっています。

そのため、従来の二次予防事業の総合事業への組み替えや新しいサービスについては市町村ごとに異なります。

## 4 介護予防ケアマネジメント

### (1) 介護予防ケアマネジメントの概要と報酬単価

ケアマネジメント	サービス種別	報酬	計画作成者	委託時の委託費
	現行相当サービス		地域包括支援センター	380単位
ケアマネジメントA	(訪問型サービス)	430単位	(※居宅介護支援事業所へ委託可)	+
(原則的なケアマネジメント)	(通所型サービス)	+		初回加算300単位
	独自サービスのみ	初回加算300単位	地域包括支援センター	-
	(通所型A・Cや訪問型Aのみ)			

※独自サービスと予防給付を利用する場合は介護予防支援になるため委託予定

※事業対象者、要支援者ともに初回から委託予定

※継続して予防給付から現行サービス利用者になる方は移行時より継続して委託予定

## (2) 初回加算について

初回加算は、現行の指定居宅介護支援、指定介護予防支援における取扱いに準じます。

①新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合

②要介護者が要支援認定を受ける、もしくはチェックリストにより事業対象者として介護予防ケアマネジメントを事業所として初めて実施する場合。

※ただし、予防給付を受けていた者が、要支援の認定有効期間終了の翌日から、サービス事業対象者として総合事業のサービスに移行するときは、初回加算の算定を行うことはできません。

## 5 事業対象者へのサービス選択について

### (1) サービス利用選択の基本方針

利用者の状態像から「改善」「維持」等の適切な目標設定を行い、達成するためのサービス選択を行ってください。なお、「改善」された場合は、その都度状態像にあった適切なサービスを選択してください。

### (2) 給付管理について

総合事業（現行相当サービスのみ）においても、介護予防給付サービスと一体的に給付管理を行います。そのため、事業対象者についても、下記のとおり区分支給限度額を設定します。また、給付管理を行ううえで次の点についても留意してください。

①総合事業においては、給付管理を行うサービスであっても当初は給付制限を適用しない予定です。

②総合事業においても、現行の高額介護サービス費相当の支給を実施します。

③総合事業（現行相当サービスのみ）においても、介護保険負担割合証の負担割合に応じた自己負担となります。

### 《区分支給限度額（利用限度額）》

事業対象者	要支援1	要支援2
5,003単位	5,003単位	10,473単位

※保険給付サービスと総合事業サービスを併用している場合は、その利用単位を合算し、上記表の上限となります。

## 6 事業所の指定手続きや定款、運営規程等について

### (1) 事業所の指定・更新

#### ①みなし指定事業所

平成27年3月31までに介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けていた事業所は、平成30年3月31日までは総合事業の指定を受けたものとみなされています。

平成30年4月1日以降も大和町の被保険者へ総合事業のサービス（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）を実施する場合には、それぞれの町村への指定申請が必要となります。

#### ②みなし指定以外の事業所

平成27年4月1日以降に介護予防通所介護、介護予防訪問介護の指定を受けた事業所については、みなし指定の対象になりません。

総合事業のサービスを実施する場合には、それぞれの町村への指定申請が必要です。

#### ③変更届出等

- ・事業所の廃止、休止または再開をする場合は、1ヶ月前までに届出が必要です。
- ・届出内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に届出が必要です。

※ みなし指定期間中は予防給付に係る宮城県への届出が必要です。（市町村への届出は不要です。）

### (2) 定款・運営規程等

#### ①定款について

総合事業への移行に伴い、各事業所の定款の事業目的に下記のような記載がない場合は定款変更を行っていただく必要があります。

- ・介護保険法に基づく介護予防訪問介護および第1号訪問事業
- ・介護保険法に基づく介護予防通所介護および第1号通所事業
- ・介護保険法に基づく居宅介護支援、介護予防支援および第1号介護予防支援

※第1号介護予防支援についてはみなし指定はありません。したがって、居宅介護支援事業所が、大和町から委託を受けて当該事業を行う場合には定款に上記のような記載が必要となります。

#### ②運営規程・重要事項説明書・利用契約書等

総合事業への移行に伴い、運営規程・重要事項説明書・利用者契約書等に記載のサービス等を修正していただく必要があります。

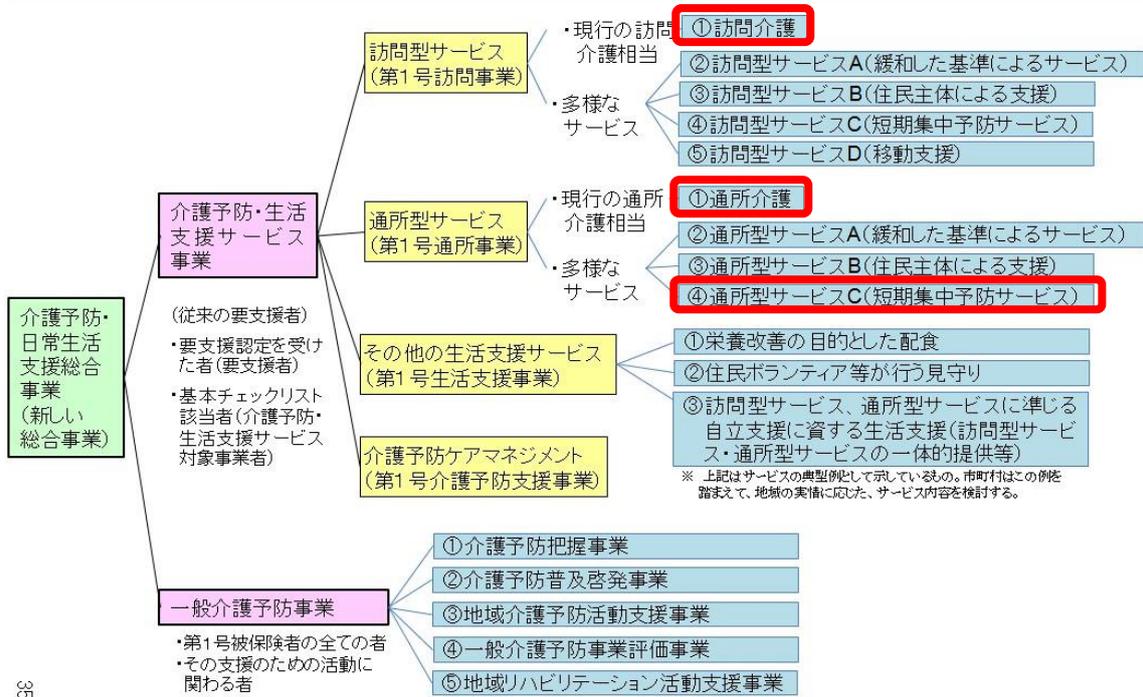
### 留意点

- ・総合事業移行年度である平成 29 年度は、介護予防訪問・通所介護と総合事業が混在するため、平成 30 年 3 月 31 日までは「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の定款等の記載を削除しないようご注意ください。
- ・みなし指定事業所は、総合事業移行時に指定申請をする必要がないため、定款等を求めることはありませんが、みなし指定の有効期間（平成 30 年 3 月 31 日）以降は、指定の更新を受けなければならず、それまでに定款等への上記の記載をしておく必要があります。

## 7 大和町独自サービス、任意事業等について

### (1) 訪問型サービス、通所型サービスについて

#### 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



8

大和町では、現行相当の訪問介護・通所介護の他に通所型サービスCを実施します。

通所型サービスCは、身体機能等の低下が見られるが、短期間(3~6ヶ月)に集中的な支援により改善が見込まれる方を対象に保健・医療の専門職により提供されるサービスです。

本町では通所型で行い、筋力の向上を中心とした口腔、栄養、認知に関する複合的なプログラムを提供し、機能向上を図るサービスを実施します。

(平成28年度までのからだ元気教室の通所型サービスCへの移行)

### (2) その他の任意事業や、高齢者福祉事業について

それ以外の任意事業や高齢者福祉事業で行う事業は下記のとおりです。

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| ①健康貯筋友の会           | ②介護用品購入助成事業    |
| ③配食サービス事業          | ④寝具乾燥消毒サービス事業  |
| ⑤あんしんコールセンターサービス事業 | ⑥生活援助事業        |
| ⑦軽度生活援助事業          | ⑧生活管理指導短期宿泊事業  |
| ⑨お元気訪問員活動事業        | ⑩ほっとケア・まほろばカフェ |
| ⑪成年後見制度利用支援事業      |                |

上記事業は現在行っている事業であり、来年度以降も継続して行う予定としております。

詳細については別紙チラシを添付しておりますが、ご不明な点は保健福祉課または地域包括支援センターへお問い合わせください。